

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求上告提起事件
国側当事者・国(所沢税務署長)

平成30年9月26日却下・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成30年7月17日判決、本資料268号-64・順号13169)

(第一審・さいたま地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成30年2月7日判決、本資料268号-17・順号13122)

決 定

上告人	有限会社A
同代表者取締役	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	所沢税務署長 梶田 美佐子

主 文

本件上告を却下する。
上告費用は、上告人の負担とする。

理 由

行政事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、行政事件訴訟法7条の準用する民事訴訟法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告状及び上告理由書には民事訴訟法312条1項及び2項に規定する事由の記載がないから、本件上告は不適法であり、その不備を補正することができない。

よって、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法316条1項1号により本件上告を却下することとし、主文のとおり決定する。

平成30年9月26日

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 足立 哲

裁判官 内野 俊夫

裁判官 森 健二